

ニッポンがおかしい08！で 大激論！

平成20年1月8日(19時より) フジテレビ系列 放映



参議院議員 中村博彦の主張

『介護保険料は給付に！』 無駄構造をなくす 中間経費の削減！

◎ 要介護三段階(軽・中・重)・介護予防ゾーンと 一次判定シフトへ

要介護認定 750億円(認定審査員150億円・医師意見書215億円)
サービスを使わない認定者89万人(2割) 160億円の**無駄**

地域包括支援センター(天下り機関)から民(在宅介護支援センター)へ
在宅介護支援センター(H18年度) 4,770カ所廃止
H2からの総額2,768億円を**無駄**に

予防給付3,000億円、介護予防マネジメント350億円(H19)
介護予防サービス(月2~3.6万円)に4,200円~6,000円(市町村補助)
のケアプラン料をかける**無駄**

割高・劣化サービス グループホーム(約9,200カ所)、小規模多機能施設
(約1,000カ所)大量に……「費用」対「効果」を考えない**無駄**

介護報酬比較(基本)

グループホーム: 260,400円/月
従来特養(個室): 207,600円/月
(要介護2.5) **2.5割高!**

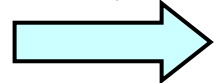
小規模多機能型居宅介護にいたっては、
従来サービスの組み合わせの **4割高!**
(要介護3.5)

小規模多機能型サービス: 244,000円/月
従来サービス組み合わせ: 178,100円/月

療養病床再編で 医療療養病床から 9万人余・2,950億円が 介護領域へ 介護保険財政はパンク!

厚労省試算
医療保険
マイナス 4,000億円
介護保険
プラス 1,000億円

ハードル低く



独自試算

医療費削減
マイナス 3,324億円
介護保険は
プラス2,950億円に

次々とハードルを下げ、優遇転換支援策を…
最後に、老健居室面積基準(8㎡)の
居住性を無視し、6.4㎡で20年の経過措置を

介護保険機能崩壊！ 利用者ニーズは無視！

特養ホーム入所者 **39** 万人、そして待機者 **38.5** 万人

これだけのニーズがありながら、H15からの「脱施設・特養解体」路線変わらず！
着々と「在宅・小規模化」へ

脱特養のとどめは、厚労省主導の

都道府県 地域ケア体制整備構想……地域完結型へ
2025年(地域ケアが相当程度進む場合) (厚労省モデル)

	要介護4~5		要介護3	要介護2~1
	独居・夫婦のみ	その他(同居)		
施設	80%	40%	10%	0%
自宅	20%	60%	90%	100%

施設は、介護施設、特定施設、GH、有料老人ホーム、ケアハウス、高優賃等

厚労省モデルは、家族同居の方の入所できる施設は「要介護4・5でも4割、要介護3では1割」分しか整備しないような数値を決めています。これでは、現状の特養ホーム待機者の解消どころか、将来にわたって待機者は増加する一方となってしまう。また、要介護1・2の方は施設系サービスを利用させない計画です。介護は自宅で「家族の介護力」と「地域介護力」で対応せよとの考え方ですが、対応できないからこそ、介護保険制度であったはずはです。

国民ニーズは 特養ホームに！

「終末 安心の場」として、
在宅高齢者の広角サービス
拠点として、特養ホーム
の整備を！

介護保険制度は
いつでも！
どこでも！
だれでも！
では
なかったのか！

平成15年4月、中村秀一老健局長が唱えた「特養解体」そして「小規模・多機能・地域密着」介護サービスの提供路線。特養ホームへの待機者の願いを無視した形で着々と進行しています。即ち、各都道府県で療養病床再編のために策定される「地域ケア体制整備構想」では、施設系サービスは縮減し、上図の如く、同居の重度者(要介護4・5)6割と中・軽度者(要介護1~3)のほとんどの方は自宅で介護を受けざるを得ない計画が示されています。「介護を地域に戻す」、「地域力で、見守り支える」このような非現実的な理想論では、「不安」いっぱいです。理念のみ先行する施策の実施で多くの介護を必要とする人達とその家族は泣き、介護難民続出が予想されます。「地域力は施設あつてこそ」、特養ホームという「より所」があつてこそ「安心」な地域介護が構築できるのではないのでしょうか。

供給体改革、社会福祉法人改革 なくして ……人材流出、 魅力ある介護現場づくり、虐待・身体拘束、再生産…**抜本解決なし** 名誉職的理事長・理事(80%)……権限、責任、ガバナンス なし

荒れた介護現場、人材流出、人材難

- ・低賃金、労働環境の悪化
…体力的負担、…社会的評価低い
…重度者増
- ・介護職の医行為
…重度化対応
…法的違反に苦悩する現場
夜間・緊急時の軽微な処置(要介護5)
喀痰吸引 39.5%・胃ろうの処置 18.4%
- ・虐待・身体拘束、介護過誤
…リスクマネジメントできず
職員の7割は高齢者虐待防止法を理解していない
- ・適正な利益処分ができない
…財務管理、再生産できず
法人経営不在・事業規模零細
・非正規増で利益を

厚労省の不作為、抜本的解決できず …制度改革なくして、措置体質で牧歌的と…

社会福祉法人は、昭和26年、憲法第89条の公的助成(禁止)の受け皿として作られ、法人運営は寄附と措置費で賄われてきました。しかし時代は変わっても、この「公的監督」に服することにより公的助成を受ける体質のままで、名誉職的理事長・理事、天下り施設長の社福が大多数を占めています。介護保険制度創設に伴い、措置から契約となり、介護報酬を糧とする競争原理の市場に移行した特養ホームは、従来型の社福制度では対応できず、生き残れません。職員は施設内改善に必死に努力をしていますが、法人内システムは理事長でなければ変えられません。社福制度を所管する中村秀一社援局長は「介護施設は牧歌的」と人ごとのような発言をしています。制度的にも理事長・理事責任の明確化等抜本的改革が必要です。